

# いきいき安心プラン

扶桑町第9期高齢者保健福祉総合計画

概要版

令和6年3月  
扶桑町



# いきいき安心プランとは

元気でいきいきとした高齢者の活動は町全体に活気を与えます。しかし、高齢化・長寿化の進展に伴って介護を必要とする高齢者が増加しているのも事実です。

介護保険サービスの充実が重要であることは言うまでもありませんが、増加する独居世帯や高齢夫婦世帯のニーズに対応するため、住民同士の見守りや生活支援などの必要性も高まっています。

扶桑町では、地域全体で高齢者を支える取り組みを進めるための介護保険事業計画を3年ごとに策定しており、このほど「いきいき安心プラン（扶桑町第9期高齢者保健福祉総合計画）」を策定しました。

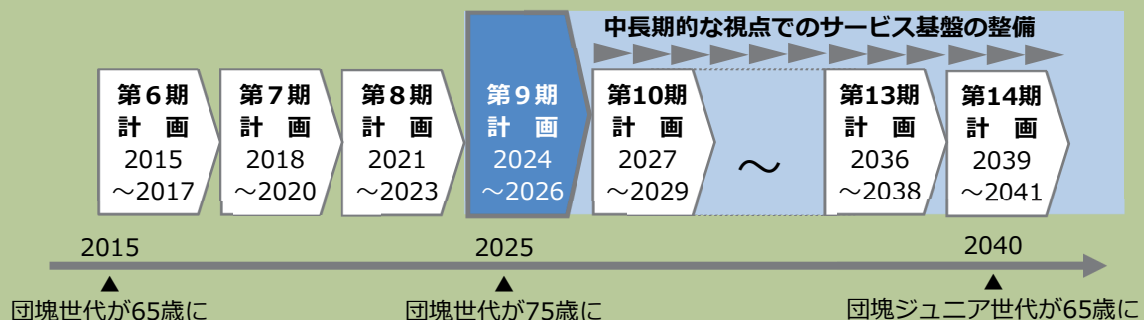


※この計画は、介護保険法に定められている市町村介護保険事業計画と老人福祉法に定められている市町村老人福祉計画を一体化した計画

## 計画の期間

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。

各種推計にあたっては、団塊ジュニア世代が65歳以上に到達する令和22（2040）年度、さらに、その後に迎える75歳人口、介護リスクの高い85歳以上人口のピークを見据えた中長期的な視点で行います。



## 計画の基本理念

高齢者ができる限り住み慣れた地域でその能力を最大限に発揮して生活を送ることができるよう医療、介護、介護予防、住まいおよび生活支援が、専門職の連携と住民同士の支え合いにより確保される地域包括ケアシステムを推進することにより、地域共生社会の実現を目指します。

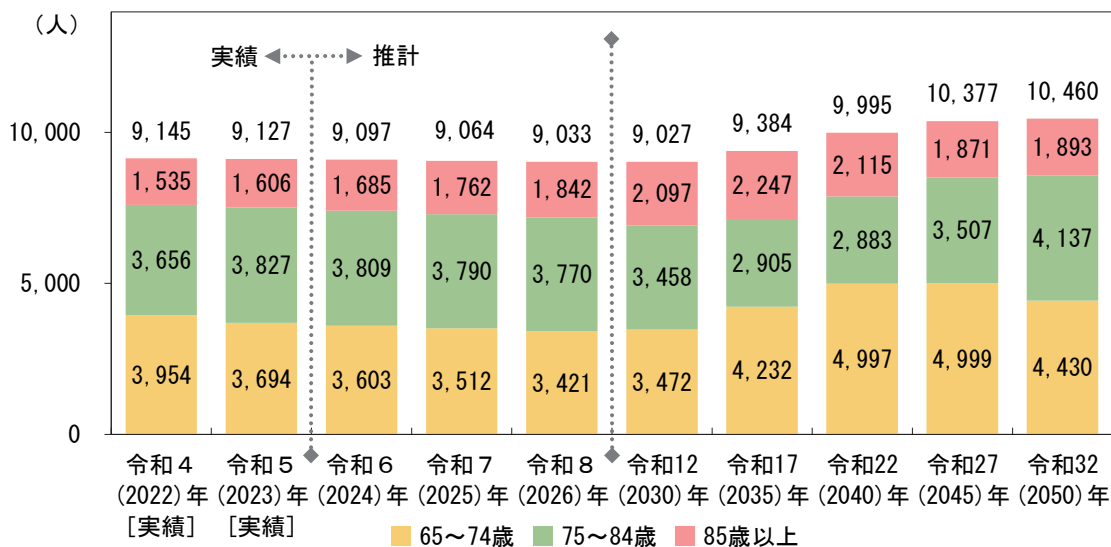
みんなで支え合い、誰もがいつまでも  
いきいきと暮らせるまち 扶桑

# 扶桑町の高齢者について

## 高齢者人口の推計

本町の高齢者（65歳以上）人口（≒第1号被保険者数）は、近年、減少傾向にあり、その傾向はしばらく続くものと予想されます。しかし、長寿化の進展により、介護リスクの高い85歳以上人口は令和17（2035）年頃まで増加を続けます。

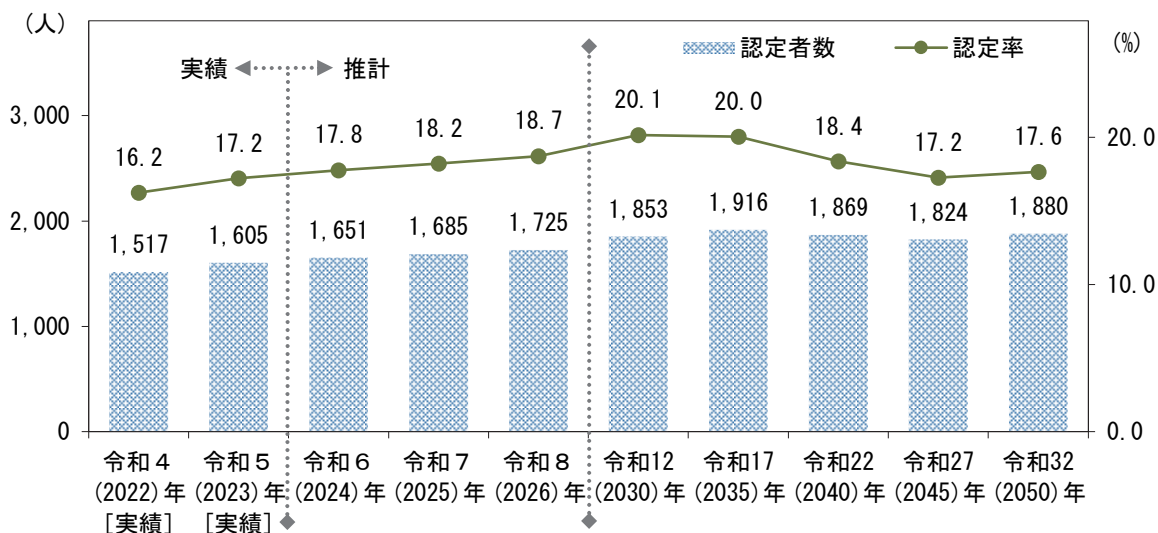
なお、推計にあたっては、2018（平成30）年および2023（令和5）年の10月1日時点の住民基本台帳人口の性・年齢階層別人口を基に、コーホート変化率法※を用いました。



※コーホート変化率法とは、各コーホート（同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

## 要支援・要介護認定者の推計

本町の要支援・要介護認定者数は、令和5（2023）年現在、約1,600人ですが、令和8（2026）年には1,700人を超えるものと見込まれます。さらに、85歳以上の人口の増加に伴い、認定者数も増加し、令和35（2035）年前後には1,900人を超え、認定率（第1号被保険者数に対する65歳以上の認定者数の割合）も20%に達すると予測されます。



# 計画の体系

基本  
理念

基本目標

施策の方向性

みんなで支え合い、誰もがいつまでもいきいきと暮らせるまち

扶桑  
ふそう

## I 「扶桑」でいつまでも暮らし続けるために

＜地域包括ケアシステムの深化・推進と生活支援の充実＞

- 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 在宅医療と介護の連携体制の構築
- 生活支援の充実
- 地域福祉活動の推進
- 相談体制の充実
- 高齢者の居住安定にかかる施策と連携
- 高齢者の安全確保の推進
- 人にやさしいまちづくりの推進

## II 「扶桑」でいつまでもいきいきと活動するために

＜介護予防と生きがいつくり・社会参加の促進＞

- 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の推進
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
- 生きがいつくりの推進
- 居場所づくりの推進

## III 「扶桑」で認知症の人といつまでも共に生きるために

＜認知症施策の推進＞

- 認知症の理解と予防の啓発
- 認知症支援対策の推進
- 家族に対する支援の充実
- 権利擁護の推進

## IV 「扶桑」でいつまでも安心して介護が受けられるために

＜介護保険事業の充実＞

- 居宅サービスの充実
- 施設・居住系サービスの充実
- 介護保険事業費の見込みと保険料
- 介護保険制度の円滑な運営
- 介護者支援の充実
- 介護人材の確保と育成



# 施策の展開

## 基本目標Ⅰ 「扶桑」でいつまでも暮らし続けるために

＜地域包括ケアシステムの深化・推進と生活支援の充実＞

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、専門職の連携体制と住民同士の互助による支援体制の強化を図り、地域包括ケアシステムを深化・推進させるとともに、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど複合化・複雑化した福祉課題の解決を目指します。

### 1 地域包括ケアシステムの深化・推進

施策▶

- 地域包括支援センターの機能強化
- 高齢者あんしんネットワークの構築
- 地域ケア会議の充実
- 地域共生社会の考え方の普及

### 2 在宅医療と介護の連携体制の構築

施策▶

- 在宅医療・介護連携の推進
- 在宅における医療的ケアの促進

### 3 生活支援の充実

施策▶

- 在宅高齢者短期保護事業
- 配食サービス事業
- 寝具洗濯乾燥サービス事業
- 訪問理容サービス事業
- 日常生活用具給付事業

### 4 地域福祉活動の推進

施策▶

- ボランティア・NPO活動の推進
- 地域福祉活動に関する「見える化」の推進
- 福祉教育の充実
- 社会福祉協議会との連携

### 5 相談体制の充実

施策▶

- 相談支援体制の充実
- 民生委員児童委員への活動支援
- 情報提供の充実

### 6 高齢者の居住安定にかかる施策と連携

施策▶

- 高齢者に配慮した住宅
- 養護老人ホーム
- 住宅改善費等助成事業

### 7 高齢者の安全確保の推進

施策▶

- 避難行動要支援者対策の推進
- 防犯体制の整備
- 消費者被害の防止
- 高齢者の交通安全対策の推進
- 緊急通報システム設置事業
- 事業所における災害対策・感染症対策の推進
- 福祉避難所の充実

### 8 人にやさしいまちづくりの推進

施策▶

- ユニバーサルデザインに基づくまちづくり
- 公共交通機関等のバリアフリー化の推進
- タクシー料金助成事業
- 新しい公共交通システム「チョイソコふそう」の導入
- 福祉有償運送





## 基本目標Ⅱ 「扶桑」でいつまでもいきいきと活動するために

＜介護予防と生きがいづくり・社会参加の促進＞

元気な高齢者がいきいきと活動し、積極的に社会参加することは、地域の活性化につながると考えられます。高齢者が気軽に健康づくりや介護予防・フレイル対策に取り組めるよう、「通いの場」づくりなどの取組の充実を図るとともに、高齢者の豊かな経験や知識、技能を活かし、自分のライフスタイルにあった生きがいを見つけられるようなきっかけづくりや場づくりを進めていきます。

### 1 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の推進

- 施策▶ ●介護予防・日常生活支援総合事業の展開 ●介護予防・生活支援サービス事業  
●一般介護予防事業 ●就労・ボランティア活動に関する支援の充実  
●自立支援、介護予防・重度化防止の取組と目標設定

### 2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

- 施策▶ ●健康づくり教室・健康相談 ●がん検診・肝炎ウイルス検診  
●8020運動推進・成人・糖尿病・後期高齢者歯科健康診査  
●特定健康診査・特定保健指導・人間ドック・脳ドック  
●高齢者インフルエンザ予防接種 ●高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成

### 3 生きがいづくりの推進

- 施策▶ ●老人クラブの活性化 ●生涯学習の充実

### 4 居場所づくりの推進

- 施策▶ ●地区サロン支援事業 ●総合福祉センター ●多世代交流の推進

## 基本目標Ⅲ 「扶桑」で認知症の人といつまでも共に生きるために

＜認知症施策の推進＞

今後、さらに増加が予測される認知症の人については、「共生」という考え方を中心に、認知症サポーターの養成、認知症ケアパスの普及、認知症カフェの設置など、積極的に推進していきます。

また、「予防」という視点からも、認知症初期集中支援チームによる支援をはじめ、運動不足の改善、生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消などの取組も推進していきます。

### 1 認知症の理解と予防の啓発

- 施策▶ ●認知症サポーターの養成と活躍の場（チームオレンジ）の創出  
●認知症に関する啓発 ●FUSO認知症たすけ隊の活動支援

### 2 認知症支援対策の推進

- 施策▶ ●認知症初期集中支援チームの充実 ●認知症地域支援推進員の充実  
●認知症ケアパスの普及 ●若年性認知症の人への支援の充実

### 3 家族に対する支援の充実

- 施策▶ ●認知症高齢者等家族支援サービス事業 ●扶桑町見守りシール交付事業  
●高齢者等見守り登録事業 ●地域密着型サービスの充実  
●認知症カフェの開催支援

### 4 権利擁護の推進

- 施策▶ ●権利擁護支援センターとの連携の推進 ●成年後見制度利用支援事業  
●日常生活自立支援事業 ●高齢者虐待防止ネットワークの充実

## 基本目標Ⅳ 「扶桑」でいつまでも安心して介護が受けられるために

＜介護保険事業の充実＞

介護が必要な状態になっても、住み慣れた「扶桑」で安心して暮らし続けられるよう、居宅サービスを中心に、施設・居住系サービスなど必要とされる介護保険サービスの十分な確保に努めます。また、介護保険サービスの提供理念である在宅生活の継続を重視し、在宅介護をできる限り長く続けられるよう、家族介護者の精神的・肉体的負担を軽減することを重点に置いた支援や重度の介護を要する人も安心して在宅で療養できるようなサービス提供体制を整えます。

### 1 居宅サービスの充実

### 2 施設・居住系サービスの充実

### 3 介護保険事業費の見込みと保険料

### 4 介護保険制度の円滑な運営

- 施策▶ ●介護保険事業の円滑な運営 ●介護給付の適正化の推進

### 5 介護者支援の充実

- 施策▶ ●在宅ねたきり老人等介護手当支給事業 ●家族介護における男女共同参画  
●両立支援制度の普及

### 6 介護人材の確保と育成

- 施策▶ ●サービス提供事業者との連携強化 ●福祉・介護の仕事のPR  
●離職有資格者登録制度の普及

### 第9期の介護保険料の算定

#### ■保険料収納必要額

給付費（標準給付費＋地域支援事業費）×23%	【1,913,556 千円】
＋調整交付金相当額との差額	【93,155 千円】
－介護給付費準備基金取り崩し額	【89,000 千円】
－保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	【14,999 千円】
	1,902,712 千円



介護保険料  
(65歳以上)  
**5,471 円**

65歳以上の人口（2024～2026年の合算） 29,243人

※実際の保険料算定には、保険料収納率を考慮します



# 介護保険料について

介護保険料は低所得者への配慮により、所得に応じた保険料が設定されています。

第9期計画においては、国が標準的な段階設定を13段階に改め低所得者に対する軽減の強化を図ったことから、本町においても国の基準に準じて13段階に設定します。

第9期（令和6（2024）～令和8（2026）年度）の基準額：年額 **65,656 円** 月額 **5,471 円**

所得段階	基準額に対する割合	対象者	
第1段階	×0.455 (0.285)	町民税世帯非課税	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者 前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下
第2段階	×0.685 (0.485)		前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下
第3段階	×0.69 (0.685)		前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超
第4段階	×0.90	町民税世帯課税 かつ 本人非課税	前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下
第5段階	×1.00		前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超
第6段階	×1.20	町民税本人課税	前年の合計所得金額が120万円未満
第7段階	×1.30		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満
第8段階	×1.50		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満
第9段階	×1.70		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満
第10段階	×1.90		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満
第11段階	×2.10		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満
第12段階	×2.30		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満
第13段階	×2.40		前年の合計所得金額が720万円以上

※「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額

※「合計所得金額」とは、租税特別措置法に規定する長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額

※第1～3段階の（ ）内の割合は、公費負担（別枠）による低所得者に対する負担軽減が実施された乗率です。

発行：扶桑町 健康福祉部 長寿介護課  
 〒480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330 番地  
 TEL：(0587) 92-4118・4119（ダイヤルイン）  
 FAX：(0587) 93-2034  
 URL：https://www.town.fuso.lg.jp/

